

税の申告準備はお早めに

市民税・県民税・所得税の申告に関する相談会を行います。申告について不明な点などがありま
したら事前にお問い合わせください。

問 税務課 (21)0214

申告に必要なもの 準備ができたらチェック

- ボールペン(受付票への記載はご自分のペンを使ってください)
- マイナンバーカード(お持ちでない場合はマイナンバー通知カードと運転免許証などの本人確認書類)
- 印鑑(朱肉を使用するもの)
- 確定申告のお知らせ(税務署から送付されたはがきなど)
- 給与・公的年金などの源泉徴収票(扶養親族分も持参)
- 郵便局や保険会社などから送付される「支払調書」などの受取金額が分かるもの
※個人年金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金は、掛け金などを差し引いた金額がそれぞれ雑所得および一時所得となります。
- 所得税が還付される場合は、申告者本人名義の金融機関と口座番号が分かるもの
- 農業・営業などによる事業所得、不動産所得のある人は収支内訳書(領収書なども持参)
- 医療費控除を受けようとする人は、支払金額と保険金などを集計した明細書(内訳書)
※おむつ代の医療費控除は医師の証明が必要ですが、おむつ代の医療費控除が2年目以降で介護認定を受けている人は、介護医療連携課で証明書の発行ができる場合があります。後日郵送となるため事前に介護医療連携課(☎(21)0299)へお問い合わせください。
- 生命保険料、地震保険料、国民年金保険料、寄付金などの各種領収書・控除証明書
- 障害者控除を受けようとする人は「障害者手帳」、または「障害者控除対象者認定書」
※「障害者控除対象者認定書」は介護医療連携課で発行します。
65歳以上で要介護認定が要介護1～5の人のうち、条件に該当する人が対象です。証明書の発行に数日を要する場合がありますので、事前に介護医療連携課、または各地域局へ申請してください。

申告にあたってのお願い

申告会場が混み合うことが予想されますので、ご協力をお願いします。

- 作成済みの申告書を提出する場合は、税務課、または各地域局で随時受け付けます(郵送可)。
マイナンバーカードの両面、またはマイナンバー通知カードと運転免許証などの本人確認書類の写しを添付してください。
- 事業の収支内訳書、医療費控除明細書の用紙が必要な場合は、税務課、各地域局、または各地域市民センターで受け取ることができます。
- 農業などの事業所得がある人は、領収書などを整理し、収入・経費ごとにまとめた収支内訳書を作成してください。
- 医療費控除を受けようとする人は、医療保険者が発行する「医療費通知」を添付するか、医療を受けた人・医療機関ごとに集計した明細書を作成して持参してください。医療費通知を添付する場合、11月・12月受診分については医療機関が発行した領収書に基づき医療費控除明細書を作成してください。また、保険金などで補てんされた金額(高額療養費、出産育児一時金など)があれば同様に整理・集計し、明細書に記入してください。なお、領収書の日付が令和2年1月1日～12月31日であることを確認してください。
- ※医療費控除の明細書や事業の収支内訳書は、相談時に計算などの代行作成を行うことはできません。
事前作成をされていない場合は再度お越しいただくことがあります。
- 国民年金保険料、国民年金基金掛金で社会保険料控除を受けようとする場合は、申告の際に保険料などの支払いを証明する書類(控除証明書など)が必要です。

新型コロナウイルス感染症対策に ご協力をお願いします

- 令和2年分の申告相談は6ページの日程表のとおり、市内5会場で行います。また、新型コロナウイルス感染症対策として混雑を避けるため、休日相談や時間延長を実施しますのでご利用ください。
- 所得税の確定申告書はパソコンやスマートフォンを利用して作成できます。可能な限り相談会場への来場を避け、インターネットや郵送での提出をお願いします。市県民税の申告書も郵送などで提出できます。
 - 相談は9時から、受付時間は8時30分からとなります。早めにお越しください。
 - 受付では、長時間お待ちいただくことが予想される人に対し、車内での待機をお願いしたり、相談会場の混雑状況により後日の来場をご案内することがあります。(待合室の利用はできる限りご遠慮ください)
 - マスクの着用、手指消毒の実施をお願いします。
 - 受付時に検温を実施します。体温が37.5℃を超えている場合は、別の日にお越しいただくようお願いします。

ご注意ください 青色申告特別控除の要件が見直され、令和2年分の申告から、相談会場で申告をした場合の控除額が65万円から55万円に減額されます。ただし、e-Taxによる電子申告、または電子帳簿保存の場合は、引き続き65万円の控除が受けられます。

申告が必要な人

- ① 給与・公的年金などのほかに農業・営業などによる事業所得や不動産所得、配当所得、譲渡所得などがある人
- ② 年間の公的年金などの収入金額が400万円を超える人、または給与収入が2000万円を超える人
- ③ 複数の事業所などから給与を受けていて、年末調整をしていない給与がある人
- ④ 日給で働く給与所得者や、中途退職などにより年末調整ができない人
- ⑤ 源泉徴収票に記載されていない雑損控除、扶養控除、寡婦・ひとり親控除、障害者控除、医療費控除などの各種控除を受けようとする人
- ⑥ 次年度に非課税証明書などが必要な人
- ※給与所得はパート・アルバイトの所得も含みます。個人年金は公的年金などに含まれないため申告が必要です。
- ※平成30年7月豪雨災害により住家や家財などが被災したことによる雑損控除、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて受ける人、事業所得の申告を初めてする人および青色申告をする人は、高梁税務署での申告が必要です。

申告をしていないと…(収入がなかった人や遺族・障害年金、失業給付金など非課税所得のみの人も含む)

- 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置を受けることができない場合があります。
- 幼稚園、保育園、こども園の保育料の算定ができません。
- 市営住宅入居の申し込みなど各種申請に必要な所得証明、課税証明書を発行できない場合があります。